

税関による特許権に基づく輸入差止に関する一考察

特許第2委員会
第5小委員会*

抄録 税関における水際での輸入差止（「水際取締り」とも呼ばれる）は、関税法第69条の11第1項各号に規定される貨物が日本に輸入されることを阻止するための制度である。そして同項第9号には、特許権、意匠権、商標権等の知的財産権を侵害する物品が輸入してはならない貨物として規定されている。当小委員会では、とりわけ特許権に基づく輸入差止について、制度およびその運用の実態を調査し、特許権者と輸入しようとする者との間でバランスの取れた制度となっているかを考察した。

目次

1. はじめに
2. 税関による輸入差止制度
 2. 1 現行制度成立に至る歴史
 2. 2 輸入差止制度の流れ
 2. 3 申立て手続
 2. 4 認定手続
 2. 5 不服申立て手段について
 2. 6 輸入差止申立ての受理事例紹介
 2. 7 輸入差止後に特許権の無効審決が確定した場合の輸入者への救済
3. 現行制度への提言
 3. 1 意見提出の準備期間の短さについて
 3. 2 PAE（特許主張体）による輸入差止申立ての問題
 3. 3 情報の開示について
4. おわりに

1. はじめに

税関における輸入差止は、麻薬（関税法第69条の11第1項第1号）や拳銃（同項第2号）、偽造通貨紙幣等（同項第6号）等の違法性のある物品の輸入を差し止めることは勿論のこと、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）を侵害する物品（同項第9号）の輸入をも差し止める制度であり（同条第2

項）、当該物品が国内に持ち込まれること自体を根本から阻止することができる点で、有効な制度である。また、知的財産権を侵害する物品については、差止請求訴訟（特許法第100条など）の審理期間に比して短期間で輸入差止の判断が行われる。

麻薬や拳銃のように日本国において原則違法な物品や、偽ブランド品のように一見して商標権を侵害すると判断できる物品と比べ、特許権の侵害疑義物品については、特許発明の実施品であるか否かについて争いがある場合が多い。さらに、商標権に比べて、特許権の有効性が争われる場合も多いという事情がある。

このように、輸入差止制度は性質の大きく異なる物品・権利を対象としている。そこで、現行の輸入差止制度について、とりわけ特許権に基づく輸入差止が実際にどのように行われているのかについて、法律、通達等をあたる他、輸入差止制度利用経験者、税関、専門委員（2.3参照）経験者にヒアリングを行う等して、詳細に調査した。

本稿では、輸入差止制度に馴染みが薄いと思

* 2018年度 The Fifth Subcommittee, The Second Patent Committee

われる特許実務者向けに制度を詳細に解説し、特許実務者の観点から、特許権者及び輸入しようとする者(以下、輸入者)の双方にとってより良い輸入差止制度について考察および提言する。

2. 税関による輸入差止制度

2.1 現行制度成立に至る歴史

表1に税関による知的財産権侵害物品の取締りに関する特筆すべき制度変遷をまとめた。

表1 知的財産権侵害物品の差止制度の変遷

年	制度変遷
1954	関税定率法改正 第21条第1項第4号に「輸入してはならない物品」として「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、又は著作権を侵害する物品」が掲げられる
1966	職権による輸入差止に関して、知的財産権の権利者からの侵害疑義物品の情報提供制度導入
1992	TRIPS協定に関わる議論も盛り込んだ新通達が制定 ^{1), 2)} ・ 情報提供書の様式内容の充実 ・ 受理要件の明確化 ・ 情報提供された貨物に該当するおそれのある貨物を発見した場合に輸入者及び権利者に通知してそれぞれから意見を聴取する手続の明文化 ・ 侵害と認定された物品の原則没収
1995	TRIPS協定の水際措置を実施するための改正関税定率法を施行し、現行輸入差止制度の骨格を整備 ・ 商標権、著作権及び著作隣接権について輸入差止申立て制度の導入(特許権、実用新案権、意匠権については導入見送り) ・ 知的財産権侵害が疑われる貨物を発見した場合の輸入者・権利者への通知、輸入者・権利者に証拠を提出し、意見を述べる機会を付与すること等を内容とする認定手続の導入 ・ 輸入差止申立てをした権利者に対する担保提供命令の導入
2003	関税定率法改正により特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品について輸入差止申立ての対象とされる

2004	認定手続開始時に、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の氏名又は名称を通知するとともに、権利者には輸入者名及び税関に提出された書類や貨物から判明する範囲内で生産者の名称及び住所を通知する制度の導入
2006	知的財産権侵害物品の輸出取締り制度、輸出入の差止申立て及び認定手続の際、税関が必要に応じ専門委員の意見を聴取する専門委員制度の導入

このように、制度利用者にとって使いやすい制度へと整備が進められている。

2.2 輸入差止制度の流れ

以下では、税関による輸入差止制度の概要を述べ、次節以降で権利者である特許権者、輸入者の各立場から輸入差止制度で執りうる手続を詳述する。

(1) 輸入差止制度の概略

日本国内への貨物の輸入には、輸入の許可を税関長から受けなければならない(通関手続)。輸入の許可を受けるには、輸入しようとする貨物(外国貨物)が関税法第69条の11第1項に定める「輸入してはならない貨物」でないこと、および、関税が納付されたことが要件となる。「輸入してはならない貨物」の具体的な対象は、安全・安心な社会の実現という観点から同項各号に定められており、麻薬や拳銃に並んで、特許権を侵害する物品が挙げられている(同項第9号)。

輸入しようとする貨物が特許権を侵害する物品(以下、侵害物品)である場合には、税関長は輸入の許可を与えず、税関にてこれらの貨物を没収したり、輸入者にこれらの積戻しを命じたりすることができる(同条第2項)。また、悪質な場合には、犯則事件として調査のうえ、10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を併科されうる(同法第109条第2項)。

このように、税関における処分は強力である

ため、それが恣意的・濫用的なものとならないように、特許権者および専用実施権者（以下、総称して特許権者という）、ならびに輸入者等の利害関係者が当事者として税関の関与にできるようなっている。ただし、税関における処分は、特許無効審判のように特許の有効性を判断するものではないし、裁判のように当事者間の紛争を終審的に解決するものでもないため、これらの結論を当事者が望むのであれば、税関における手続とは別に審判請求や裁判所への提訴が必要である。

(2) 申立て手続と認定手続

関税法により税関長は侵害物品が輸入されようとしていることを発見した場合には、その物品の輸入を差し止めることができる。しかしながら、輸入されようとする大量の貨物の中から、効率的・即物的に侵害物品を発見することは困難であるため、特許権者が保有する情報が有用になる。そこで税関長は、侵害物品が輸入されないようにするため、特許権者から輸入差止申立てを受け付けている。

輸入差止申立て手続とは、特許権を有する者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止め、認定手続を執るべきことを申立てる手続である（図1上段）。

申し立てが受理された場合、税関は通関手続において貨物が申立書に記載された識別ポイント（詳細は2.5参照）を備えているかを監視する。

識別ポイントを備えた物品が発見された場合、当該物品が侵害物品に該当するかを認定するための認定手続を開始する（図1下段）。

認定手続によって発見した物品が侵害物品に該当すると判断された場合、当該物品の没収・廃棄が行われるか、積戻しが命ぜられ、非該当と認定された場合、輸入許可となる。

両手続により下される行政処分に対しては、

税関長への再調査の請求、財務大臣への審査請求、および、裁判所への抗告訴訟等、不服を申し立てることが可能である（詳細は2.5参照）。

これら両手続は、9つの管轄区域の税関毎に行われており、東京税関の知的財産センターにて取りまとめられている。

なお、輸入差止申立て手続や特許権侵害物品の没収等について、特許権者から税関への手数料は不要である。

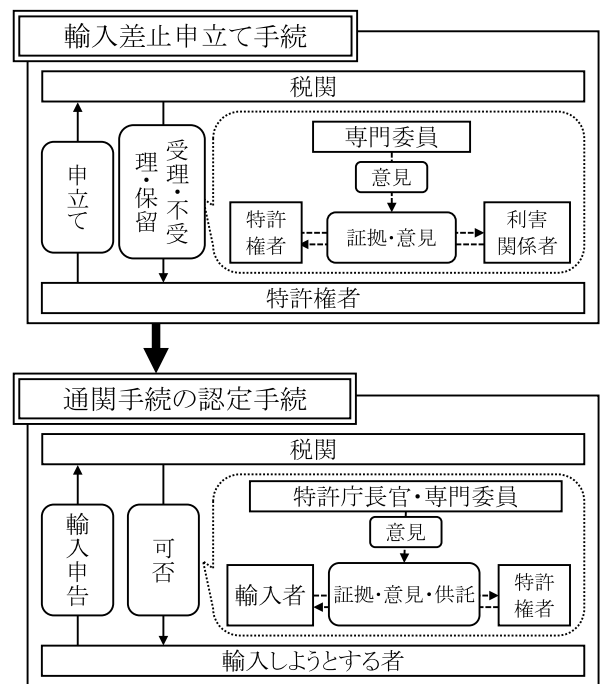


図1 輸入差止の概要

2.3 申立て手続

輸入差止申立て手続では、自己の特許権に關する侵害物品と思料される貨物について重点的な審査・検査を望む特許権者から、侵害の事実を疎明する証拠³⁾や、侵害疑義物品の発見の参考となる資料⁴⁾の添付が必須となる。

税関長は、特許権者からの輸入差止申立てを受け付けると、税関のホームページに公表（輸入差止申立て 受付（受理前公表））し、また、申立書に利害関係者が記載されている場合、当該利害関係者に対し輸入差止申立てが行われた

旨の連絡を行う。

ここでいう利害関係者とは、例えば、①差止対象物品の輸入者（輸入する予定がある潜在的輸入者を含む）、②差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者、③海外における差止対象物品の製造者及び輸出者とされる⁵⁾。

輸入差止申立ての通知に対し、利害関係者はこの輸入差止申立てに対して意見書を提出することで反論ができる。

税関長は、輸入差止申立てを受理すべきか不受理とすべきかについて、特許権者や利害関係者が提出する証拠・意見、学識経験者として委嘱された専門委員による意見を適宜踏まえ、輸入差止申立てから原則1月以内⁶⁾を目途に行政処分としての結論（申立ての受理、不受理）を出すか、処分を保留する。保留は、裁判所や特許庁で特許権者と利害関係者との間で争いがある場合に行われる⁷⁾。

申立てが受理された場合、税関のホームページに公表（輸入差止申立て 受理済）される。

以下では、特許権に基づく輸入差止の申立て手続について、権利者である特許権者、輸入者

である利害関係者の双方の立場に立った場合の対応について、図2に基づきそれぞれ説明を行う。

(1) 権利者側の対応（意見聴取の場まで）

申立てには輸入差止申立書と、関税法基本通達69の13-3に記載の添付資料である知的財産の内容を証する書類（登録原簿謄本・公報の写し）、侵害の事実を疎明するための資料や識別ポイントに係る資料等を税関長に提出する必要がある。これら資料について提出前にアドバイスを受けるために、税関に申立前の「①事前相談」を行うことが推奨されている。

識別ポイントに係る資料は、実際に税関職員が侵害疑義物品を発見するための参考とする資料であり、表示されている型番、形状、包装等、税関職員が識別可能なポイントを明確に示す必要がある。

特許権の侵害疑義物品の場合、税関職員が特許請求の範囲と物品とを照らし合わせて特許を侵害しているか否かを判断することは困難であることから、輸入差止申立てが受理された場合、税関職員は識別ポイントに基づき、認定手続を

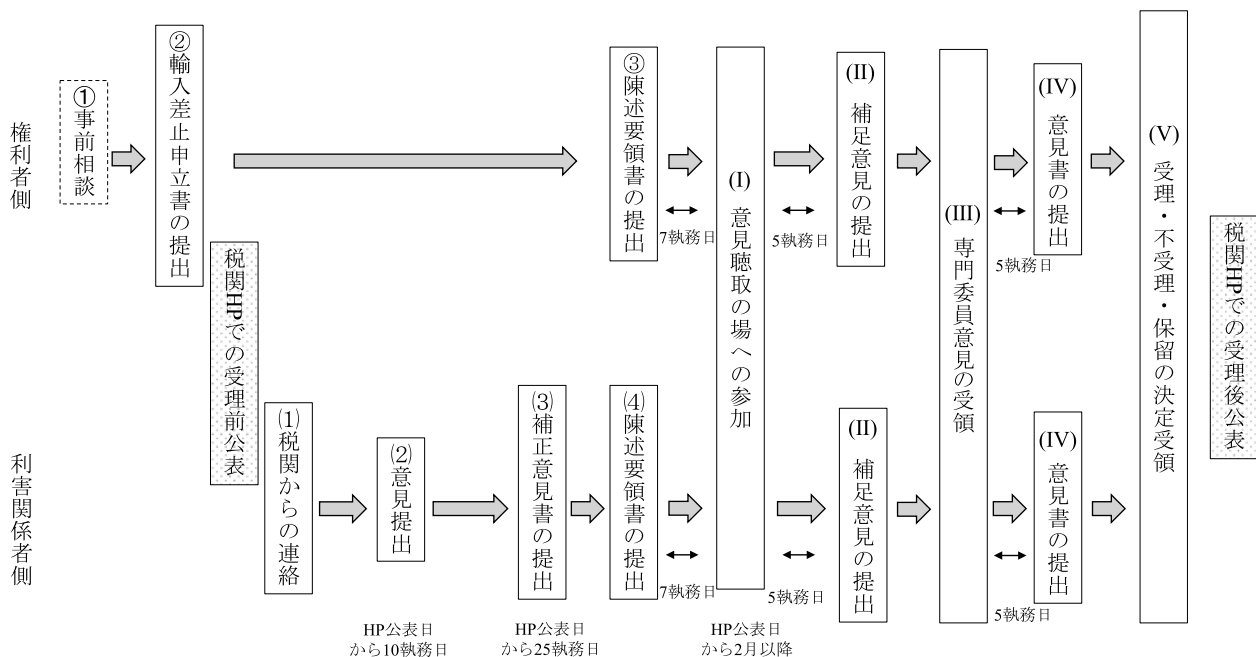


図2 申立て手続のフローチャート

開始すべきか否かを判断する。このため、識別ポイントが非常に重要となる。

なお、特許権を侵害するか否かの実体的な判断基準は特許法に委ねられており、特許権の侵害の有無に係る実施権や並行輸入等⁸⁾の情報も、輸入差止申立て時に必要となる。

「②輸入差止申立書の提出」の後、利害関係者が税関長に意見を提出する、もしくは、税関長が必要であると判断した場合は専門委員意見照会が行われることとなる。権利者は、利害関係者からの反論（意見書等に記載の内容）について「③陳述要領書」で意見を示すことができる。陳述要領書は「(Ⅰ)意見聴取の場への参加」の日より7執務日前までに提出することが可能である。

(2) 利害関係者側の対応（意見聴取の場まで）

利害関係者に対し通知される「(1) 税関からの連絡」に対し、利害関係者は当該公表日から10執務日以内に「(2) 意見提出」を行うことができる。なお、権利者側が提出した申立書に利害関係者として記載されていない場合であっても、希望すれば利害関係の説明とともに意見を提出することも可能である。また、該公表日から25執務日以内に「(3) 補正意見書の提出」（詳細は2. 3 (4) を参照）をすることができる。

利害関係者が意見提出を行った場合、専門委員意見照会が行われることとなり、利害関係者は前述の意見提出以外に、前述の意見を補足するための「(4) 陳述要領書の提出」をすることができる。陳述要領書は権利者側と同様、「(Ⅰ)意見聴取の場への参加」の日より7執務日前までに提出することが可能である。

(3) 意見聴取以降の対応について

意見聴取以降の対応については権利者・利害関係者ともに同じであるので、まとめて説明を行う。

「(Ⅰ) 意見聴取の場への参加」については申立ての公表日から2月以降の日程において、双方日程調整の上開催される。意見聴取の場には、権利者・利害関係者の他、専門委員・総括知的財産調査官等が参加する。意見聴取の場では、権利者・利害関係者双方によるこれまでに提出した意見に基づく意見陳述や、専門委員・税関からの質問がなされる。また、専門委員同士の意見交換もなされる。

意見聴取の場の後には自発的にもしくは意見聴取の場での専門委員の求めに応じて、権利者・利害関係者は意見聴取の日から5執務日以内に「(Ⅱ) 補正意見の提出」を行うことができる。権利者・利害関係者は専門委員の検討終了後に、「(Ⅲ) 専門委員意見の受領」をする。権利者・利害関係者は、専門委員意見に対しさらに「(Ⅳ) 意見書の提出」をすることも可能である（専門委員意見受領の日から5執務日以内）。その後、専門委員の意見に基づいた、「(Ⅴ) 受理・不受理・保留」のいずれかの決定通知を受領する。

(4) 補正意見書の提出について

平成25年の関税法基本通達の一部改正前では、利害関係者による補正意見書提出の制度はなかった。そのため、利害関係者が、最初の意見提出の際にほとんど意見を述べずに、陳述要領書の際に本格的な反論を行うという事例もあった。これは利害関係者の意見提出の期限がホームページ公表日から10執務日と非常に短いということも一因であると考えられるが、陳述要領書提出から意見聴取の場への参加の日まで7執務日しかないことを考えると、利害関係者は、自身の反論に対する権利者の検討時間を意図的に著しく短くすることができるという側面もあった。

これに対し、補正意見書提出の制度が設けられ、陳述要領書に新たな争点を追加することを

原則禁ずることとした。この制度導入により、権利者側、利害関係者側双方にとって、スケジュール的な余裕ができたといえる。

なお、補正意見書には最初の意見提出に記載していない争点を追加することができる。例えば最初の意見提出には非侵害の主張のみ記載し、補正意見書では特許無効の主張を追加すること等も可能である。

(5) 特許無効審判請求の有効性

利害関係者による特許無効の主張には必ずしも特許無効審判の請求は必須ではないとされている（平成16年（行ウ）第29号、特許権行政訴訟、平成18年1月19日判決、神戸地方裁判所）。

しかし、特許無効審判の請求が行われていないことを理由に、（内容の如何を問わず）専門委員の判断として利害関係者の無効の主張自体が認められない事例もある。

したがって、利害関係者は、意見聴取前に特許無効審判を請求することが好ましいが、遅くとも意見聴取時には特許無効審判の請求の準備を進め、専門委員に対し特許無効審判を請求する予定である旨を伝えることによって、利害関係者の無効主張を参酌させることが望ましい。

また、特許無効審判を請求した場合、専門委員が保留意見を出す事例も多く、申立て受理までの時間を確保することができる場合もある（集東イオンビームに関する輸入差止申立時の専門委員意見として、無効審判の審決が出るまで保留するとの意見が出された⁹⁾）。

このように、利害関係者が特許無効を主張する際には、特許無効審判請求を行うことは必須ではないが有効であると考えられる。

2. 4 認定手続

識別ポイントを備えている物品が発見された場合、税関は認定手続が開始されることを知らせる「認定手続開始通知書」を権利者および輸

入者に対し発送する。税関長は、輸入者や特許権者が提出する証拠・意見、専門委員による意見を踏まえて、原則1月以内¹⁰⁾を目途に行政処分としての結論を出す。また、必要に応じ特許権の技術的範囲について特許庁長官に意見を照会する場合もある。なお、輸入差止申立てがなされた輸入者の保護の観点から、輸入差止申立てがあった認定手続については、この1月より前であっても、その開始から一定期間が経つと、輸入者は、認定手続を取りやめて通関させることを求めることができる（通関解放制度 詳細は2. 4 (5) 参照）。

権利者の費用負担に関して、輸入差止申立てや特許権侵害物品の没収等については税関への手数料が不要であることは上述の通りであるが、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を開始した後において、申立人と輸入者の主張が対立して認定手続に時間を要する場合等には、認定手続により輸入者が被りうる損害の賠償を担保するために、所定額の供託が必要となる。

一方、輸入者の費用負担に関して、通関解放制度を利用した場合には、当該利用により特許権者が被りうる損害の賠償を担保するために、所定額の供託が必要である。

供託は、これらの手続が行われている税関の最寄りの供託所に行く。

以下では、認定手続について、権利者側・輸入者側双方の対応について図3に基づきそれぞれ説明を行う。なお、認定手続における輸入者は、申立て手続に関与した利害関係者とは必ずしも一致しない場合もある。

(1) 権利者側の対応

権利者は、認定手続開始通知書の発送日から10執務日（生鮮貨物については3執務日）以内に、意見・証拠を提出することができる。このとき、意見・証拠を提出するにあたり対象貨物

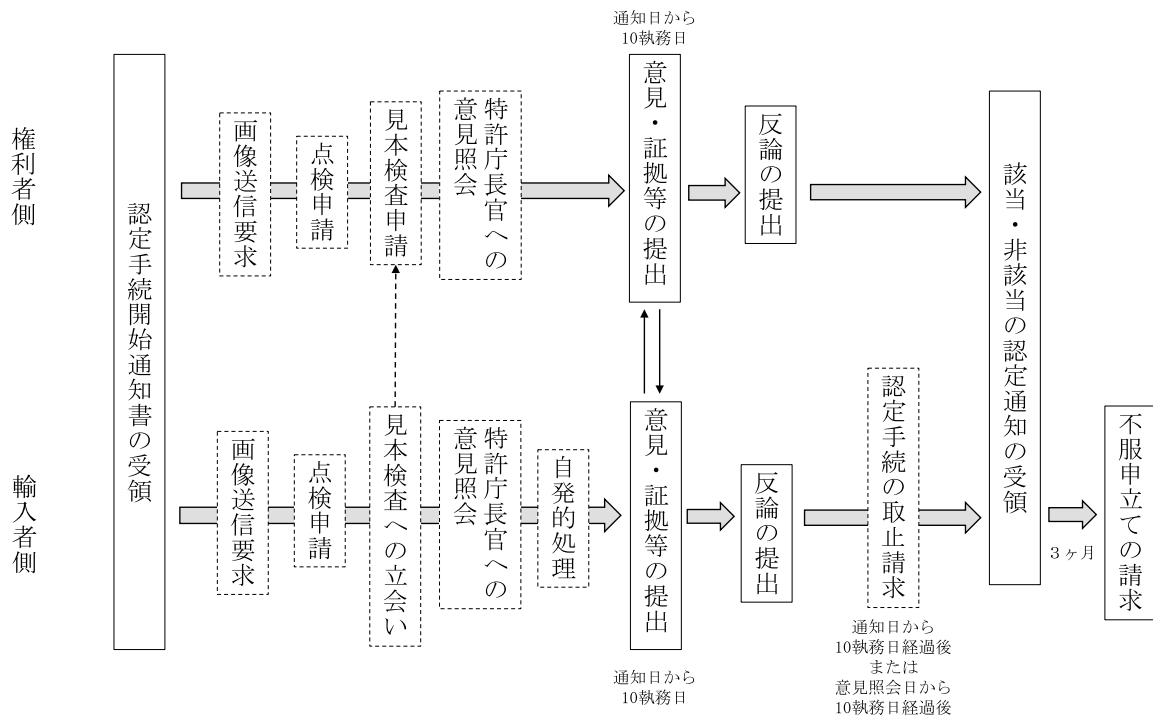


図3 認定手続のフローチャート

の情報が必要であれば、税関に申請することにより、電子メールによる画像情報の送信を受けることができる場合がある¹¹⁾。また、権利者は、意見・証拠を提出するにあたり、対象貨物の点検（経済的価値を減じない範囲で行うことのできる物の確認等）の申請を行うことができる。さらに、権利者においては、一定要件下、分解等を伴う検査である見本検査（詳細は2.4(3)参照）の申請を行うこともできる。権利者は、対象貨物が特許発明の技術的範囲に属するか否かについて特許庁長官の意見を聴くことを税関長に求めることもできる。

上記種々の対応を踏まえ意見・証拠を提出した後、税関長により、輸入者側の意見・証拠等の開示がなされる。権利者は、開示された輸入者側の意見・証拠等に対し、反論を行うことができる。

その後、特許権侵害物品に該当するか、非該当であるかの認定通知を受領する。

非該当認定の場合は通関となるため、通関後については、権利者は、民事訴訟手続等で対応

することとなる。

(2) 輸入者側の対応

認定手続においては、輸入者側の対応も権利者側の対応と概ね同様であり、意見・証拠の提出や相手方の応答への反論を行うこととなる。このとき、権利者側が見本検査を行う場合には、税関長に対し意見を申し述べることもできる他、見本検査に立ち会うこともできる。

また、輸入者は、権利者と争わず、対象貨物の減却、廃棄またはその一部の切除等をする自発的処理を行うこともできる。対象貨物の一部を切除することにより特許権侵害物品でないことが明確になった場合には、非該当の認定がなされる。

輸入者は、税関長に、認定手続を取り止めて通関解放をすることを求めることもできる。

意見・証拠の提出、反論の提出等を一通り終えた後、該当・非該当の認定通知を受領する。

輸入者は、該当の認定通知の受領から3ヶ月以内に、税関長に対する異議申立てや財務大臣

への審査請求といった不服申立てを行うことができる。また、裁判所に行政訴訟を提起することも可能である。

(3) 見本検査について

自己の主張を明確に裏付ける証拠・意見を提出するために、対象貨物の分解や分析が必要となる場合がある。このとき、権利者は、所定額の費用負担や得られた情報の使用制限、税関職員の立ち会い等を条件に対象貨物の分解等を行う、見本検査を申請することができる。ただし、見本検査は申請すれば必ず認められるものではなく、貨物の外観のみでは判断できない場合等にのみ認められる¹²⁾。なお、見本検査は第三者に委託することも可能であり、対象貨物が保管されている税関が遠方である場合には、検討の余地がある。

見本検査に当たっては、その検査した対象貨物が非侵害と認定された場合に輸入者が被るおそれのある損害の賠償を担保するため、税関から通知される供託命令書の交付から3日以内に、所定額の供託金を納める必要がある¹³⁾。この供託金は、対象貨物の課税価格や輸入者が被る逸失利益の額を基準に算定される。また、供託金のほか、対象貨物の運搬、保管等にかかる費用も負担する必要がある点に留意すべきである。

また、見本検査が行える期間は、通関解放の制度等も考慮すると非常に短いため、意見・証拠の主張方法やそれらを想定した分解・分析の方法については十分に検討しておくべきである。

また、見本の検査その他見本の取扱いにおいて知り得た情報については、秘密保持義務が課される¹⁴⁾。

一方、輸入者は、見本検査の申請があった際に、意見を述べる機会が与えられる。また、見本検査が承認された場合には、その検査場所や日時が通知され、検査への立ち会いの機会が与えられる。

(4) 申立て供託について

輸入差止に係る対象貨物の多くは外観から商標権、著作権等の侵害の有無が判断可能な模倣品や海賊版等であることから、認定手続の開始から1月以内に認定通知が出されることが多い。しかし、特許権の侵害判断は一見して困難な場合も多いことから、権利者と輸入者の主張対立で通関までに期間を要することも想定される。そこで、後に非該当認定となった場合に輸入者が被る損害の賠償を担保するために、税関長から権利者に対して供託命令がなされることがある(生鮮貨物については、原則として、供託命令がなされる)。供託命令書の通知から10日以内(生鮮貨物は3日以内)に、供託金を納める必要があり、供託金を納めない場合は、認定手続が取り止められて通関がなされる。

供託の額は、(1) 輸入差止申立てがあった場合に、当事者間の主張が対立し侵害物品か否か認定しがたい場合には、輸入者が侵害疑義貨物を通関させることができないことにより被る逸失利益の額(課税価格の20%程度)、および、認定手続期間中の疑義貨物の倉庫保管料等¹⁵⁾、(2) 侵害物品であることの証拠提出のため侵害疑義貨物を見本として破壊して検査する必要がある場合においては、見本の課税価格、および、見本が輸入できないことにより輸入者が被る逸失利益の額(課税価格の20%程度)等¹⁶⁾である。

(5) 通関解放について

特許権の侵害判断は長期化する可能性があることから、TRIPS協定第53条(2)に基づく通関解放制度が採用されている。通関解放制度とは、長期間貨物が税関に留め置かれることにより被る損害から輸入者を救済するために認定手続を取りやめて貨物を通関させる制度である。

輸入者は、認定手続開始通知を受けた日または特許庁意見照会が行われた場合はその回答の通知日から10日経過後(期限延長がなされた場

合は20日経過後)、税関長に対して認定手続の取りやめを求めることができる。このとき、対象貨物が通関されることにより権利者が被るおそれのある損害(すなわち、特許権侵害行為に起因する損害)の賠償を担保するために、税関長から輸入者に対して通関解放金の供託命令がなされる。通関解放金供託命令書の通知から10日以内に、通関解放金を納める必要がある。通関解放金が納められると、認定手続が取りやめられて通関がなされることとなる。

供託の額は、特許権のライセンス料に相当する額、あるいは、輸入者が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額(課税価格の20%程度)である¹⁷⁾。

2.5 不服申立て手段について

税関が行う行政処分のうち、知的財産権侵害物品の輸入において権利者および輸入者に直接的に影響を与える処分は、(1)申立て手続の受理/不受理と、(2)認定手続の該当/非該当の認定であると思われる。

権利者にとっては申立て手続で不受理の判断がされた場合や、認定手続で非該当の認定がさ

れた場合に、自己の特許権に関する侵害物品と思料される貨物が輸入される恐れがある。一方、輸入者にとって申立て手続で受理の判断がされた場合は非侵害と信じる物品の輸入の度に不要な認定手続が開始されて通関が遅れ、認定手続で該当の判断がされた場合は非侵害と信じる物品の輸入が差し止められる恐れがある。

このような不利益を回避するために、権利者、輸入者および利害関係者は税関長の処分に対し、不服を申し立てるための以下の手段が用意されている(図4¹⁸⁾)。なお、非該当の認定後に権利者の不服申立てが認められたとしても、不服の審理の間に当該物品は既に通関して国内貨物となっているため、該当の認定を得ることによる実益はないと考えられる。しかしながら、不服申立てによって該当の認定を得ることで、次回以降の輸入における認定手続で有利になる可能性はある。

(A)再調査の請求(関税法・行政不服審査法(以後、行審法))

税関長に対し、税関長の行政処分の再調査を請求できる。

(B)審査請求(行審法)

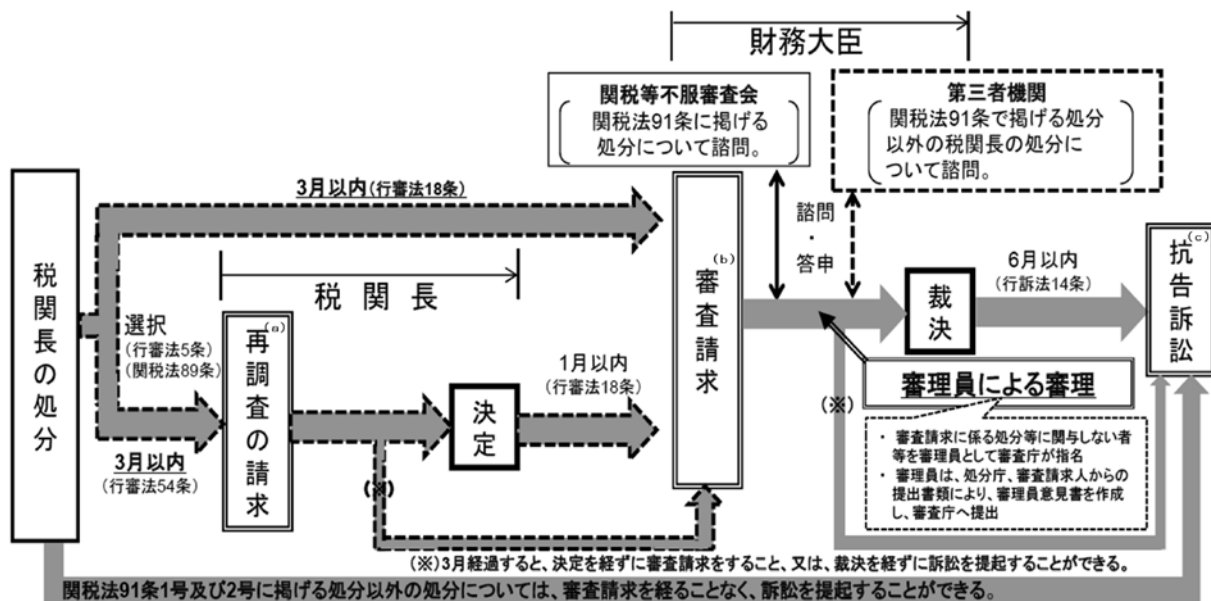


図4 税関の処分に対する不服申立て手段

財務大臣に対し、下位官庁である税関長の行政処分を審査を請求できる。審査では処分に関与していない審査庁に所属する職員が審理員として指名され（行審法第9条第1項）、この審理員によりこの行政処分について審理されるとともに、第三者機関たる関税等不服審査会への諮問も行われる（関税法91条）。

(C) 行政事件訴訟（行政事件訴訟法（以後、行訴法））

処分を行った税関の所在地を管轄する裁判所に対し、税関長の行政処分の取り消しを求める訴訟、審査請求への財務省の裁決の取り消しを求める訴訟を提起できる。

再調査の請求の結果に不服がある場合には審査請求による審査を請求することができ、再調査の請求の結果または審査請求の裁決に不服がある場合には訴訟において処分または裁決の取り消しの訴え（行訴法3条2項、3項）を提起することができる。また、再調査の請求をせずとも審査請求や訴訟を提起したり、審査請求をせずとも訴訟を提起したりすることも可能である。

なお、行政事件訴訟と審査請求は同時に出訴・請求が可能（行訴法第8条第1項）であるが審査請求がされている場合において裁判所は審査請求に対する裁決があるまで訴訟手続を中止することができる（同条第3項）、審査請求と再調査の請求は原則として同時に請求することができない（行審法第5条第2項）、再調査の請求の有無によって審査請求できる期間が変わる（同法第18条）、など各制度間で関連する規定があるため注意が必要である。

その他、税関長が認定手続を執らなかつた行為に対して不服が申し立てられたが、税関長が輸入物品を侵害品であると思料しなかつた場合には認定手続を執らないことは違法ではないと判示された事例がある（平成8年(ワ)第450号、平成9年12月19日判決、名古屋地裁）。本事例は申立て手続が導入される前のものであるが、

認定手続が執られない可能性がある事には留意が必要である。なお、本事例では「税関長が（当該輸入物品を侵害品と）思料したにもかかわらず、認定手続を執らないといった裁量は認められない（括弧内は筆者補足）」とされ、「税関長が輸入申告貨物が知的財産権を侵害すると思料できたといえるためには、税関長が入手した資料に基づけば、相当程度侵害の疑いが認められたことが必要であると解される」と判示されている。

2. 6 輸入差止申立ての受理事例紹介

以下では、輸入差止の受理状況および受理事例について紹介する。

平成25～30年における、特許権に基づく輸入差止申立ての件数は、毎年20件前後であり、平成31年2月25日時点における輸入差止申立ての受理状況としては、23件が受理されている。その内訳としては筆頭の国際特許分類で（A）生活必需品：8件、（B）処理操作・運輸：5件、（C）化学・冶金：2件、（D）繊維・紙：0件、（E）固定構造物：0件、（F）機械工学・照明・加熱・武器・爆破：3件、（G）物理学：3件、（H）電気：2件となっており、特許権侵害物品に該当するか否かの判断に分析が必要な化学等の分野の申立てについても受理されている。

さらに、税関における輸入差止申立て手続の実態を調査するため、申立て手続の行政文書の開示を請求した。

開示請求した行政文書のうち、申立人（特許権者）、税関、専門委員からの書類（輸入差止申立書ホームページでの公開に関する書類、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書、申立人陳述要領書、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書、申立人補足意見書、専門委員意見書、輸入差止申立て受理通知書等）は、開示又は部分開示された。

一方、部分開示された文書の内、不開示とさ

れた内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に列挙される不開示情報（公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に当たるものが多く、申立人、税関、専門委員がどのような意見を述べ、どのような判断をしたのかの内容は不開示であった。また、利害関係者に関する書類（予想される輸入者等への連絡に関する書類、利害関係者からの意見書、利害関係者からの陳述要領書等）は、存否自体を不開示とされた（同法8条）。

図5は、行政文書の開示を請求した2つのケースにおける申立て手続のスケジュールである（利害関係者の書類は非開示であり、書類提出のスケジュールは不明である）。ケース1は2.3で述べたスケジュールに比較的沿った手続

きとなっている一方、ケース2では、このスケジュールよりも、意見聴取後の補足意見書および意見書の提出が遅れているが、いずれも申立て自体は受理されている。この結果から、税関は柔軟にスケジューリングを行っているようである。

2.7 輸入差止後に特許権の無効審決が確定した場合の輸入者への救済

輸入差止の根拠となった特許権が後日無効確定となった場合、特許権は初めから存在しなかったものとみなされるため（特許法125条）、輸入者は、理由なく販売等の実施の機会を奪われた結果、損害が生じることがある。加え、認定手続が開始されると、輸入者には保税地域への保管費用、貨物が侵害物品と認定された場合に

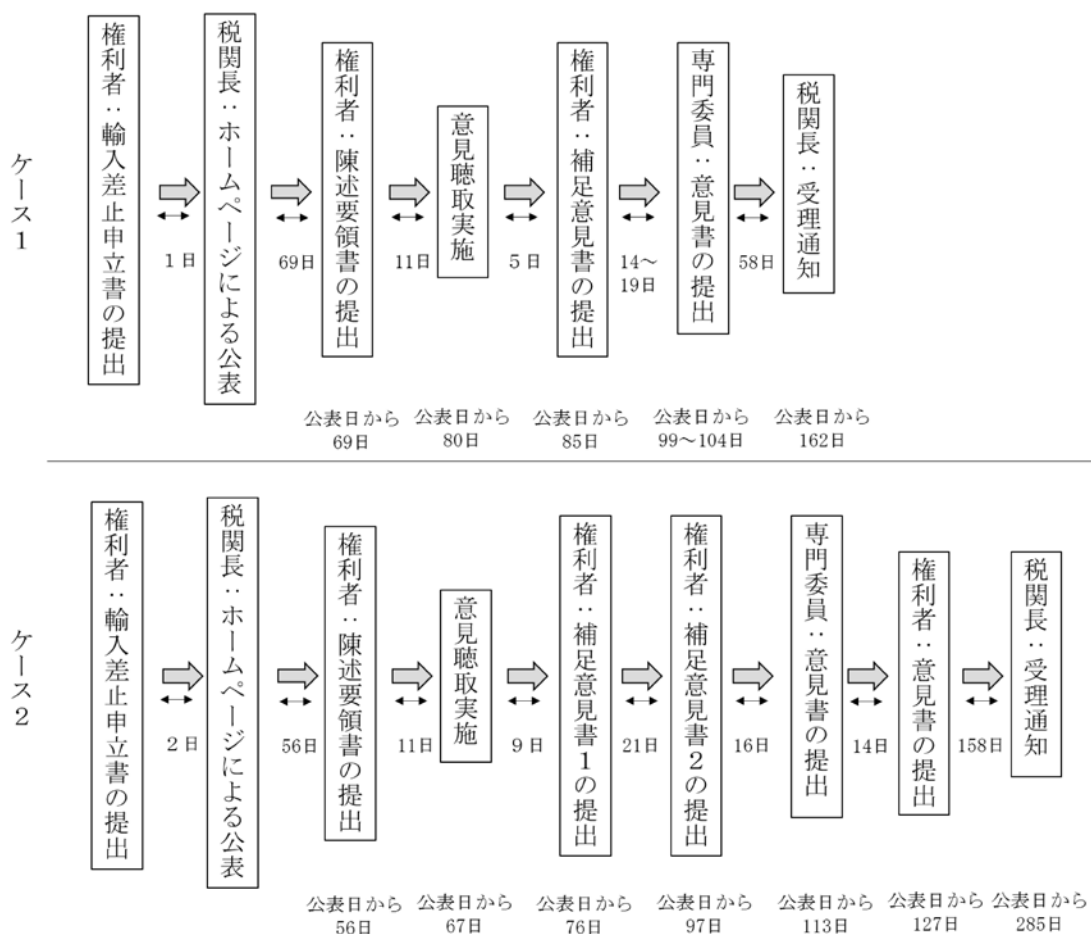


図5 2つのケースにおける申立て手続のスケジュール

は、当該貨物の破棄や積戻しの費用などが発生する。これらの費用に関しても、特許権の無効が確定した場合には、本来的に不要な支払いであるため損害であると言える。

これら損害に対する救済として、TRIPS協定第56条には「関係当局は、物品の不法な留置又は第55条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命じる権限を有する。」と、輸入者が被った損害についての賠償について規定がなされており、日本国においては、裁判所の権限によって、輸入者に生じた損害を申立人（元特許権者）に賠償させることができる¹⁹⁾。

このほか2. 4での説明の通り、認定手続で生じた損害については、関税法に規定の供託金によって損害の補填が担保されている。

上述の通り輸入者は、物品の不法な留置等によって生じた損害を補填することは可能であるが、どのような損害が賠償の対象であるかは定かではない。この点、過去の裁判例においても、輸入差止の根拠となった特許権の無効審決が確定したことを理由に損害賠償請求を行った事例は見当たらなかった。

企業の担当者の立場とすれば、どのような損害が賠償の対象となるのかを情報として保有しておくことが、意思決定に役立つものと考えられる。そこで類似の事例を取上げ、裁判所においてどのような損害が賠償の対象として認められたのかを以下紹介する。

今回確認した事例は、裁判所により特許権に基づく差止の仮処分命令がなされた後に、当該特許権の無効審決が確定した場合に、被疑侵害者が損害の賠償を求めた事例である。

(1) 事例 1

平成16年(ネ)第648号（平成17年3月29日判決言渡 [大阪高裁／損害賠償請求控訴事件]）

では、仮処分命令の執行により①保管され、販売の流通経路に乗らなかった製品の実損、②仮処分命令がなされ、これを流布したことによる売上高の減少による損害、③仮処分命令の発令後、本件特許に対する無効審判請求を行い、本件無効審決を得て、裁判所に保全取消しを申し立て、保全取消決定までに要した弁護士等の費用が損害として認定された。

ただし、②の損害額の算定にあたっては、元特許権者が仮処分命令の発令に関する事実を業界紙に流布した事実があるものの、売上減少には景気の変動等の他の要因も影響することから、売上高減少が全て仮処分命令の影響により生じたということは到底できないと判断し、民訴法248条に基づき、売上減少分の50%を仮処分命令に起因した損害として判断している。

(2) 事例 2

平成13年(ワ)第22452号（平成14年12月17日判決言渡 [東京地裁／損害賠償請求事件]）では、上記の裁判例に判示された損害以外に、④取引先に警告書を送付したことや新聞紙上に広告を掲載したことによる名誉及び信用の毀損、⑤設計変更のために必要となった支出を損害として認定している。しかしながら、この裁判において原告は、「取引先からの問い合わせへの対応に要した稼働」についても損害を主張していたが、裁判所は企業として当然の対応であるからとし、当該主張を認めなかった。

3. 現行制度への提言

3. 1 意見提出の準備期間の短さについて

以下では、申立て手続、及び認定手続の意見提出の準備期間の短さについて考察する。

なお、本項では、申立て手続無く認定手続が行われるケースは稀であると考えられることから、認定手続前に申立てが受理されていること

を前提とした。

2. 3, 及び2. 4で述べたように、申立て手続における利害関係者の意見書提出を10日以内(補正意見書の提出は25日以内)に、認定手続の場合は権利者側、利害関係者側/輸入者側共に意見提出を10日以内に行う必要がある。この日程と、それに対して必要な申立て手続、認定手続それぞれの場合における権利者側、利害関係者側/輸入者側の準備内容を比較してみる。

申立て手続の場合、権利者側は、十分な準備の上で申立てを行うことが可能であることから、現状の意見提出期間で不足はないと考えられる。

利害関係者側については、申立てへの反論を行わない場合は、意見書提出の必要はなく、反論意思が無いことの確認のみと想定されることから、現状の意見書提出期間で不足はないと考えられる。

一方、特許権侵害の意図を持たない利害関係者側の場合、反論の根拠の提示のため、侵害疑義物品が特許発明の技術的範囲に属さない、特許の無効、または先使用权・実施権等の正当権原がある旨等の主張を行う必要がある、意見書の提出期限(税関ホームページに公表された日から10日以内)までに実質的に特許権侵害訴訟の反論準備と同等の対応が必要となる可能性が高い。また、補正意見書の提出期限(意見書を提出済みの場合は税関ホームページに公表した日から25日)までに、詳細な追加検討を行う必要がある。

更に、利害関係者が輸入者ではない(例えば、侵害疑義物品を商社(輸入者)を介して輸入しようとする企業など)場合、税関からの連絡が無い可能性があり、税関ホームページを常時確認しないと、意見書、補正意見書の対応期日がより短くなる。

このように、申立て手続においては、権利者側は十分な準備の上で申立てが可能であるのに対し、利害関係者側は税関の公表または連絡で

初めて対応を迫られる点で、現在の意見書提出期間の短さは、利害関係者側に不利と考えられる。

特に、薬品、化学分野等の物品で属否判定に分析が必要なケースにおいては、必要十分な対応をとることのできない状況に陥る可能性がある。

他方、認定手続の場合、権利者側、輸入者側共に、受理された申立て内容と侵害疑義物品との同一性確認、申立て手続から追加する主張の有無の検討、及び必要に応じて発生する画像送信要求、点検申請、見本検査申請/立ち合い等を10日以内に行う必要がある。

これらに鑑みると、輸入差止は権利者の保護のため直ちに輸入を差し止めることができる迅速性に優れた制度であり、かつ特許権者にとって強力な権利行使手段である一方、その結果の重大性に対して十分な意見提出期間が得られていないとも考えられる。したがって、意見提出期間をそれぞれの手続に見合った期間にすることが望まれる。例えば、申立て手続であれば、知財裁判実務の弁論準備期間と同等程度(50日程度)や、拒絶理由通知応答、拒絶査定不服審判請求と同等程度(2~3ヶ月程度)であることが求められるのではないだろうか。

現行制度においても、例えば認定手続における回答期限の延長が税関の職権で認められる場合もある(関税法基本通達69の12-1-3(2))。このような運用が申立て手続、認定手続の意見提出期間延長にも認められるのであれば、権利者側、利害関係者/輸入者側共に、より適切な意見提出期間になりうると思う。その場合、運用による意見提出期間延長が分かりやすい形で紹介されることが望ましい。

3. 2 PAE(特許主張体)による輸入差止申立ての問題

輸入差止は権利者側として利用する場合において使い勝手がよい制度ではあるが、PAE(Patent Assertion Entity)に輸入差止制度を

悪用された場合、輸入者にとっては大きな脅威となる。現時点でPAEによる輸入差止の悪用という問題が顕在化しているわけでは無いが、輸入差止の使い勝手や効力を考えると、この問題の解決策を検討する余地がある。

多数のPAEが活動する米国では、貿易の調査機関としてITC（国際貿易委員会）がある。ITCは、知的財産権の侵害などを調査分析し、不公正な貿易を是正することを目的として設置された連邦政府の独立機関である。ITCは、関税法第337条に基づいて、知的財産権を侵害する物品の輸入を停止させる排除命令を出すことが可能である。また関税法第337条は、米国の国内産業の保護を目的とした側面もある為、同条の適用には国内産業要件を満たす必要がある。この国内産業要件には、技術的側面と経済的側面の要素がある。技術的側面は、申立人（またはライセンス先）が、対象となる特許の少なくとも一つの請求項を国内で実施している必要がある。また、経済的側面は、対象となる特許に関連する国内の経済活動、例えば工場の設置、雇用や研究開発への投資などを実施している必要がある。経済的側面には定量的な定義はなく、国内における経済活動の規模、国内外の投資比率、その経済活動の客観的な重要性、国内産業全体への貢献度や製品の付加価値などの質的要因が含まれる。これら国内産業要件があることで、PAEによる排除命令の利用に一定の歯止めがかかっている。

日本の輸入差止において、特許権に基づくPAEによる申立てを制限する場合には、特許法の法目的に照らし検討することが妥当と考える。特許法の法目的は、同法第1条にあるように、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること」であり、日本の国内産業への貢献が期待できないPAEによる申立てを制限するために、何らかの要件を設定することには一定の合理性が

ある。仮に何らかの要件を設ける場合には、そのようなPAEとそれ以外の申立て主体とを区別できることが必要である。例えば日本の輸入差止において要件を設定するのであれば、「日本国内における、対象となる特許発明に関連する所定以上の経済活動」などの要件を設定してはどうだろうか。

3. 3 情報の開示について

(1) 申立て経過情報

2. 2での説明の通り、輸入差止申立てがされると「輸入差止申立て 受付(受理前公表)」として税関のホームページで公表され、10執務日を経過するとホームページから削除される。その後上述の申立て手続が行われ、申立てが受理されると「輸入差止申立て 受理済」として再度税関のホームページに掲載される。

このように受理前公表が短期間に削除されてしまうため、受理前公表を見逃した場合、いきなり受理済として認識することとなる。また例え受理前公表の段階で案件を認識したとしても、一度ホームページから削除された案件は、受理決定が出て再度掲載されるまでは、税関における手続に係属しているか否かを含め認識することができない。

一般に、輸入を計画している物品が輸入差止申立てに該当する物品であり税関で輸入差止になる可能性があるか否かは、企業の事業計画と密接に関わってくることから、情報が容易に入手できることが望まれる。

また、輸入差止申立てがされている事実を受理前公表により税関のホームページで公表されるということは、一定の牽制力を発揮すると考えられることから、権利者にとっても利益があると考えられる。

そのため、特に受理前公表については、申立ての、受理又は不受理の決定がされるまで掲載期間を延長するか、受理前公表がされたこと及

び受理又は不受理の決定がされたことについての通知サービス（電子メールでの通知等）の創設を要望する。

(2) 受理後情報

税関は受理前公表することにより、利害関係者が意見書を提出する機会を設けている。しかし、受理前公表の期間が短いため公表自体を見逃した場合や、申立て手続の開始後に対象物品を輸出入することになり事後的に利害関係者になった場合など、利害関係者が申立て手続に参加できない場合がある。

申立て手続に参加できなかった場合の情報収集手段としては、一次的には税関ホームページの「輸入差止申立て 受理済」から情報を収集することが挙げられるが、これには申請された特許の番号と侵害物品の品名（「トナーカートリッジ」や「メモリ装置」等）程度しか開示されておらず、輸入しようとする物品が輸入差止の対象である物品と同一であるか、そもそもどの物品がどのような理由で輸入差止申立てされていたのか、については知ることができない。詳細な情報を得る手段としては、2. 5で紹介したように、行政文書開示請求を行う方法があるが、請求には多大な労力と時間を要し、訴訟における判決文や特許出願に関する包袋情報と比べ、情報収集が容易とは言えない。輸入する物品の選定に当たり、差し止められる可能性のある物品ではないことを確認することや、輸入差止申立てが受理された物品が本当に特許権を侵害するものであるのかどうかを検討して適切に対処することは輸入者にとって大きな利点がある。

一方で、権利者にとっても制度の活用にあたり輸入差止に必要な証拠の程度や輸入差止の効果、費用、差止に要する期間等について検討するために、事前に先行事例の研究を行うことは権利者の権利の活用方針を定めるためにも重要な指針となること、現在の税関ホームページ

に記載の情報は研究できる程度に情報が開示されているとは言い難い。また、2. 4で説明したように認定手続には権利者にも労力が必要であるところ、自己の申立て内容が公表されることで情報公開による牽制作用が発揮され、輸入者が侵害物品の輸入を控えることで認定手続を経ることなく侵害品の輸入を防ぐという目的を達成できることは一定の利点があるといえる。

以上説明したように、現状よりも多くの情報を公開することには、権利者や輸入者にとって利点が多い。一方、過剰に情報公開をしてしまうと、特許権侵害行為について悪意の輸入者によって、輸入される物品が侵害物品であるかを判断するための識別ポイントのみを削除して税関の目を潜り抜ける等の悪用が想定されるため、権利者と輸入者の利益のバランスを取る必要がある。

どの程度まで情報公開すべきかについては今後さらなる検討が必要と思われるが、輸入差止が特許法100条の差止請求権の行使と同等の効果を奏することに鑑みると、裁判における判決文等と同様に、識別ポイントや営業秘密等について当事者の手により黒塗りを施す等の対策をした上で、原則公開することを要望する。

4. おわりに

以上、本論説の前半では、特許権に基づく輸入差止制度について詳細に解説した。特許権に基づく輸入差止は件数が少なく、実際にこの制度に関する業務経験のある特許実務者は多くないと思われる。上記の制度解説が、特許権者側として輸入差止の利用を検討する際、あるいは、輸入者側として申立て手続・認定手続への対応を迫られた際の一助となれば幸いである。

また、論説後半では、特許権者及び輸入者の双方にとってより良い輸入差止制度について考察し提言を行った。この提言が参考にされて、特許権者、輸入者の双方にとって使い勝手のよ

い制度が模索されることを希望する。

注 記

- 1) 知的財産侵害物品の水際取締制度の解説 2009年版, p.10 (2009) 日本関税協会知的財産情報センター
- 2) 尾島明, 逐条解説 TRIPS協定 ~WTO知的財産権協定のコメントール~, pp.234-235 (1999) 日本機械輸出組合
- 3) 関税法基本通達69の13-3 (2)
- 4) 関税法基本通達69の13-3 (3)
- 5) 関税法基本通達69の13-3 (2) (注2)
- 6) 関税法基本通達69の13-1
- 7) 「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」, 第1章10 (3)
- 8) 税関様式C第5840号 (輸入差止申立書)
- 9) 鷲, パテント, Vol.66, No.12, pp.36~48 (2013)
- 10) 関税法基本通達69の12-1-4 (1)
- 11) 関税法基本通達69の12-1-6
- 12) 関税法第69条の16第2項
- 13) 関税法第69条の16第5項
- 14) 関税法第69条の12第7項
- 15) 関税法基本通達69の15-1
- 16) 関税法基本通達69の16-3
- 17) 関税法基本通達69の20-2
- 18) 関税・外国為替等審議会 関税分科会 財務省関税局, 「関税等不服審査会に諮問する事項の追加等について」より4頁掲載の図を引用,
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20151027/kana271027j.pdf (参照日: 2019年4月22日)
- 19) 前掲注2) p.245

(原稿受領日 2019年5月29日)

